

東浦町水防計画の変更（案）要旨について

1 東浦町水防計画の目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）並びに愛知県水防計画の定めるところにより、町内各河川、ため池、海岸の洪水又は高潮による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、水防に関し、必要な事項及び具体的な実施要領を定め、水防活動に万全を期することを目的としたものである。

2 東浦町水防計画の主要な変更点

（1）洪水予報、水位情報周知の伝達系統の更新

愛知県の組織再編に伴い、洪水予報、水位情報の周知を行う河川の伝達系統を更新する。

（2）水防に関連する予報・警報に係る修正

気象庁内の業務体制の変更及び緊急速報メールによる住民への通知等について、記載を追加する。

※水防法における水防計画の位置づけ

水防計画は、水防法に基づき、東浦町は毎年水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは変更しなければならないとされている（水防法第33条第1項）。今回、水防計画の変更にあたり、あらかじめ東浦町防災会議に諮るものである（法第33条第2項）。